

# 自治体行政とハローワーク業務の「一体的実施」に係る提案 【さいたま市】

## 1 提案の概要

福祉事務所にハローワーク部門を併設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対し、ハローワーク部門の相談員と福祉事務所ケースワーカー、自立生活支援員、就労支援員が連携して、一体的に就労支援を実施する。

また、現在、北浦和駅東口に設置している「さいたま市ふるさとハローワーク」については、本市就労支援体制の拠点施設として、国と市が実施する就労支援業務を有機的に連携することにより、従来からの子育て世代を中心とした再就職支援にとどまらず、新たに若年者支援や市内人材不足分野の業界に対する人材確保支援等、現下の厳しい雇用・失業情勢における求職者からの様々なニーズへの対応を、埼玉労働局と推進することにより効率的かつ効果的な就労支援を行うため、ハローワーク業務との「一体的な実施」に係る提案を行いたい。

なお、実施に当たっては、運営協議会を設けて市と埼玉労働局が密接に連携し、お互いの信頼関係の下に相互に要請をし合って、より住民の福祉の増進に資する方向で協力関係を構築したい。

## 2 「福祉事務所にハローワーク部門を設ける方式」

### (1) 支援対象

生活困窮等により福祉事務所（区役所福祉課）が関わっている支援対象者

※具体的には、生活保護受給者（申請者）、自立生活支援相談窓口支援者（住宅手当受給者・申請者等）に限定し、一般の求職者は対象外とする。

### (2) 設置場所

将来的には市内全ての福祉事務所（10ヶ所）にハローワーク部門の設置を目指す。当面は、3ヶ所の拠点（大宮区、浦和区、岩槻区を想定）に設置し、未設置の区に対する巡回相談を併用する。

### (3) 設置方法

常設で設置する。（設置場所ごとに、ハローワーク部門の相談員1名、求人情報検索機1台、紹介端末1台）

### (4) 実施内容

ハローワーク部門の相談員が、福祉事務所ケースワーカー、就労支援員、自立

生活支援員等と連携を図り、対象者の状況に応じた職業紹介や求人開拓等を行う。

全福祉事務所（10ヶ所）に設置するまでの間は、未設置の福祉事務所へ巡回相談を実施する。また、未設置の区の対象者が他福祉事務所のハローワーク部門を利用することも可能とする。

### **（提案理由）**

現在、経済雇用環境の悪化に伴い、生活保護受給者が急増しており、そのうち、傷病、障害がなく高齢者でもない「その他世帯」に分類される者の増加が目立っている。現在、さいたま市では、各福祉事務所に就労支援員を1名ずつ配置し、ハローワークへの同行も含めて就労支援に取り組んでいるが、就労による自立に至らない場合が多い。

また、本市では生活保護と同じ部署（福祉課）に自立生活支援員1名を配置し「自立生活支援相談窓口」を設置しており、住宅手当の受付のほか、生活上の様々な課題を抱える市民に対し、就労、住宅等、総合的な支援を行うこととしている。住宅手当受給者にはハローワークでの求職活動が義務付けられているが、同受給者についても、就労に至るケースは少ない状況である。このため、生活保護制度、住宅手当制度ともに、稼働能力がある被保護者等に対する就労支援のあり方が大きな課題となっている。

就労支援の現場では、就労意欲が高く自ら積極的に求職活動を行う者がいる一方、就労支援員等による支援があっても、具体的に求職活動を行う姿勢を見せない者も存在する。そのような就労意欲が低い者について、気軽に求人情報に触れ、就職相談ができる場所が身近な区役所にあることは、就労支援の取組の上で非常に有効と考えられる。さらに、福祉事務所ケースワーカーも就労支援に関わりやすくなり、ハローワーク部門・就労支援員・ケースワーカー3者の連携が緊密になることは、被保護者の処遇に資するとともに、新規の生活保護申請者が、申請と同時に求職活動が可能となり、速やかな就労支援が可能となる。

また、住宅手当受給者についても、ハローワークで義務付けられている求職活動が身近な区役所で可能となれば、求職活動が行いやすくなる。

以上のように、ハローワーク業務が市（区役所）と一体的になることが、福祉事務所の支援対象者（生活保護、住宅手当）の就労支援に効果的と考えられることから、「福祉事務所にハローワーク部門を設ける方式」として、市とハローワークの一体的実施を提案する。

### 3 「さいたま市ふるさとハローワーク」業務の一体的実施

平成23年度末まで行う、都道府県等連携型ふるさとハローワーク事業のすべてを引き続き継続し、求人情報提供端末7台、電子申請インターネット端末1台を設置し、全国ネットワークによる求人情報の提供を行うとともに、職業相談員を4名配置し職業相談や職業紹介を行い、民間団体に委託して実施する就職支援に資する取組についても一体的に実施する。

また、同所に相談員を配置し、就労に伴う住宅の確保や各種生活支援策の利用などの生活上の問題等の相談受付や、内職に関する相談及びあっせんを実施する。さらに、同所窓口にはキャリアコンサルタントを配置し、適職・適性診断等を行い、求職者の意識喚起や職業理解等を促進し、職業選択の幅を拡大することにより、国が実施する職業相談等に繋げ一体的な求職者支援を実施する。

#### (提案理由)

職業紹介等については、国がセーフティネットとして全国のハローワークにより実施しているところであるが、こうした国が行う施策と本市が地域の実情に応じ実施する雇用に関する必要な施策とを一体的に推進することにより、本市の特性を活かした雇用対策を展開していきたい。

### 4 若年者や市内人材不足業界のための就職合同面接会の定期的な開催

若年求職者と市内企業との雇用機会の創出及び人材不足業界や市内中小企業等への人材獲得支援として、就職支援セミナーやキャリア・コンサルティングと無料職業紹介等の雇用関連サービスが一体となって提供できる、就職合同面接会が有効と考えられるため、定期的な開催を提案する。

#### (提案理由)

現下の厳しい雇用・失業情勢の中、若年者を取り巻く雇用環境は厳しさを増しており、本市においても若年者対象の就職支援セミナーやキャリア・コンサルティング等を実施しているところであるが、就職機会の提供の場である面接会を開催し、より現実的な就職に向け国と市による一体的な支援を行いたい。

また、求職者が希望する職に就くことが困難な状況にある一方、中小の事業所や福祉分野等では思うように人材を採用できず、慢性的な人材不足に悩むといった状況があることから、求人と求職のミスマッチ解消に向けたマッチング支援、人材獲得支援として、面接会を開催して市内事業者の支援を図りたい。